

長 第01080001号
平成31年1月8日

各指定居宅サービス事業者
各指定介護予防サービス事業者
各指定介護老人福祉施設開設者
各介護老人保健施設開設者
各指定介護療養型医療施設開設者

} 様

和歌山県福祉保健部長
(公印省略)

指定居宅サービス事業所等における適正な運営、介護サービスに係る不正・不当行為の根絶について

指定居宅サービス事業所等に対しては、これまで繰り返し、集団指導及び実地指導等の場を通じて、法令遵守の徹底、利用者の立場に立ったサービスの提供、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に基づく適正な運営、介護サービスに係る不正・不当行為の根絶をお願いしてきたところである。

このような中、先般、「不正の手段による指定」により訪問介護事業所に対して、行政処分(県知事指定の全部の効力の停止)を行ったところである。

すべての指定居宅サービス事業所等の開設者及び管理者においては、介護事業所等が、県民の信頼のもと、社会的に大きな責任を担いサービスを提供していることを再認識いただくとともに、介護保険法等の関係法令を遵守の上、適正な事業運営と介護サービスの質の向上を改めて願います。

福祉保健政策局長寿社会課
介護サービス指導室
TEL 073-441-2527